

令和 2 年 6 月 定例会

発 言 通 告 書

議 会 事 務 局

発 言 者 順 序

6月10日（水）	稲 川 和 成 （自 民）	—————	1
	石 橋 俊 伸 （公 明）	—————	2
	板 橋 博 美 （共 産）	—————	3
	塩 田 和 久（川口青嵐会）	—————	4
6月11日（木）	福 田 洋 子 （公 明）	—————	5
	稲 垣 喜代久 （自 民）	—————	6
	飯 塚 孝 行 （自 民）	—————	7
	木 岡 たかし（川口新風会）	—————	8

- 1 新型コロナウイルス感染症の本市の施策について
 - (1) 緊急経済対策について
 - (2) 医療機関への補助制度について
 - (3) 介護サービス事業所に対する支援について
 - ア 感染者が発生した事業所への支援について
 - イ 今後の支援について
 - (4) 地域保健センターの各種事業について
- 2 市保健所の職員の感染について
 - (1) 検証について
 - (2) 患者の搬送について
- 3 新型コロナウイルス感染症の教育への影響について
 - (1) 児童生徒の学習保障について
 - (2) 子どものストレスやいじめへの対応について
 - (3) 臨時休校中の給食費に代わる支援について
 - (4) G I G Aスクール構想について
 - ア 導入スケジュールについて
 - イ 活用方法について
- 4 水道料金について
- 5 市税のキャッシュレス決済について
- 6 感染拡大を予防する新しい生活様式の実践について
- 7 保育士確保に向けた取り組みについて
- 8 戸塚環境センターの施設整備について
- 9 中学校夜間学級新校舎建設事業について
 - (1) 土壌調査の実施状況と結果について
 - (2) 今後の建設計画について
 - (3) 周辺住民への説明について

10 SKIPシティ未利用地の利活用について

- | | |
|--|--|
| | <p>1 コロナ禍での川口市の取り組みについて</p> <p>(1) 感染症対策としての新しい生活様式について</p> <p>ア 生涯学習施設の再開について</p> <p>イ 行政の働き方の新しいスタイルについて</p> <p>(2) 介護・障害福祉事業所職員のPCR検査について</p> |
| | <p>2 教育の取り組みについて</p> <p>(1) 低所得家庭へのスタディクーポン配布について</p> <p>(2) 情報通信技術（ICT）を活用した子どもの見守り支援について</p> <p>(3) 全国大会・県大会中止に伴う市単独の競技大会開催について</p> |
| | <p>3 福祉の取り組みについて</p> <p>(1) ひきこもり家庭への支援について</p> <p>ア 相談窓口とその周知について</p> <p>イ 家庭訪問による支援について</p> <p>(2) 第一本庁舎へのおくやみコーナー設置について</p> <p>(3) 公共施設へのフードドライブ常設について</p> <p>(4) 子育て世帯対象のごみ出し支援について</p> |
| | <p>4 災害対策としての取り組みについて</p> <p>(1) 避難所における感染症対策について</p> <p>ア 感染症対策を盛り込んだ避難所開設・運営マニュアルについて</p> <p>イ 改訂版防災本の作成について</p> <p>(2) 市内河川の越水対策としての浚渫について</p> <p>(3) 荒川堤防のJR高架下の越水対策について</p> <p>(4) 荒川河川敷の学校グラウンドの早期復旧について</p> |
| | <p>5 防犯・防災の取り組みについて</p> <p>(1) 防犯カメラのメンテナンス費用支援について</p> <p>(2) 災害で家を失った方への市営住宅入居について</p> |

- 1 医療崩壊を防ぐ医療体制の整備と医療機関への支援を
 - (1) 発熱した人が安心して受診できる体制と保健所の連携を
 - (2) 公的医療機関において新型コロナウイルス感染症患者の受け入れベッド数を大幅に拡充すること
 - (3) 医療機関への財政支援で医療体制の存続を
- 2 市内事業者への経済支援策について
 - (1) 固定経費への支援策を
 - (2) 中小企業・小規模事業者への継続支援を
 - ア 市独自の「緊急支援金」等が必要な人に届くよう周知徹底をすること
 - イ 現行制度で終わることなく引き続き支援をすること
 - (3) 「ものづくりのまち」の強みを活かした医療・福祉の環境整備を
- 3 市民のいのちとくらしを守る地方自治体の施策について
 - (1) 9月からの水道料金の値上げ撤回と軽減制度の創設を
 - ア 9月実施予定の水道料金の値上げは撤回すること
 - イ 上下水道料金の軽減制度の創設を早急に実施すること
 - (2) 国民健康保険制度の傷病手当金と受療権の保障を
 - ア 傷病手当金の拡充をすること
 - イ 短期被保険者証及び資格証明書の対象者に直ちに短期被保険者証を交付すること
 - ウ 医療費の一部負担金の減免を拡充すること
 - (3) 住まいをなくさないための住居確保給付金の活用へ
 - ア 制度の周知をはかること
 - イ 手続きの簡素化をはかること
 - (4) 住居を失った人が安定して生活できる支援の拡充を
 - ア 生活保護制度の利用で居宅設定を進めること
 - イ 特別定額給付金にかかわって
- 4 子どもたちの学び・安全を保障するために
 - (1) 安全に学ぶ環境をつくること
 - ア 消毒用アルコール、マスク、非接触型体温計など、市の責任で早急に整備すること

	イ 学校での感染防止策と感染症発生時の体制について ウ 学校職員の消毒作業による負担軽減を (2) 子どもたちの豊かな学びを保障するために ア 準要保護者への学校給食費相当額の支援について イ 子どもの実態を踏まえた柔軟な教育活動を
5	子どもの豊かな成長・発達のために (1) 要保護児童対策地域協議会にかかわって (2) 母子保健にかかわって (3) 子ども発達相談センターでの切れ目のない支援のために (4) 児童手当受給者に市独自の上乗せを
6	福祉施設と労働者・利用者と家族のいのちと健康、くらしを守るために (1) 福祉施設の職員や利用者の体調不良、濃厚接触の疑いは優先的にPCR検査を実施すること (2) 障害福祉事業でみんなのいのちを守ること ア 公的責任で各施設の衛生用品の確保と配布、職員の身を守るために防護具等一式をすぐ配当すること イ 職員や利用者に感染の疑いのある場合の対応指針を示すこと ウ やむを得ず在宅支援とした場合にもリハビリテーション加算や食事提供体制加算の報酬算定を認めること エ 感染疑いのある入所者が療養できる場所の確保を (3) 保育が継続できるようすべての保育士の賃金保障を行うこと (4) 介護崩壊を防ぐ支援策を講じること ア 休業事業所やコロナ禍での利用を自粛した方への対応について イ 介護事業所の実態把握と共に減収に伴う適切な措置を行うこと

- | | |
|--|--|
| | <ol style="list-style-type: none">1 新型コロナウイルス問題に関わる市の対応について<ol style="list-style-type: none">(1) 歳入、歳出の現状と課題について(2) 感染症対策について(3) 今後の職員の勤務体制について(4) 一時的な雇用の創出について(5) 期日前投票所の時間延長について2 財源確保のためのふるさと納税に係る返礼品について3 特別定額給付金について<ol style="list-style-type: none">(1) 申請漏れの防止について(2) 市内で確認されているホームレスの方への対応について4 川口市小規模事業者等事業継続緊急支援金の周知について5 自殺対策について6 詐欺・悪質商法など犯罪への対策について7 NHK放送受信料免除申請時の対応について |
|--|--|

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
- 2 教育について
 - (1) 休校の長期化で生じた学習の遅れについて
 - (2) 学習支援員の追加配置について
 - (3) 学習用端末の整備スケジュールについて
 - (4) I C Tに関する研修および整備後の授業について
 - (5) 家庭内でのインターネットが利用できる環境について
 - (6) 再開後の学校生活について
 - ア 衛生管理面について
 - イ 実技を伴う授業や部活動について
- 3 母子保健について
 - (1) 本市が講じる妊婦への支援について
 - (2) 特別定額給付金の基準日後に生まれた新生児への支援について
 - (3) 市内の産婦人科病院の対応について
 - (4) 子育て世代包括支援センターについて
 - (5) 子どもの予防接種の積極的勧奨について
 - (6) 風しん抗体検査と予防接種について
- 4 子育て支援について
 - (1) ひとり親家庭への支援について
 - (2) 生活困窮世帯等の子どもの生活・学習支援事業における支援の充実について
 - (3) 子ども発達相談センターについて
 - (4) 川口市こども夜間救急診療所について
- 5 福祉について
 - (1) C S W（コミュニティソーシャルワーカー）について
 - (2) 視覚障害者に必要な手すりの設置への補助について

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">1 本市の新型コロナウイルス感染症の対策について<ol style="list-style-type: none">(1) 医療物資等の市内業者への発注について(2) 保健所の体制強化について
2 本市の災害対策について<ol style="list-style-type: none">(1) 芝川・新芝川・堅川の高水位における青木水門の制御について(2) 旧芝川の水位を監視するための水位計増設について<ol style="list-style-type: none">ア 水位計増設についてイ 水位計と連携した防災情報の提供について(3) 分流式汚水下水道管の雨水侵入水対策について(4) 災害時における避難所の感染症対策について
3 川口オートレース事業について<ol style="list-style-type: none">(1) レース開催中の新型コロナウイルス感染防止対策について(2) 無観客レースの売上と収益について(3) ミッドナイトレースの開催について
4 本市の図書館への電子図書の導入について
5 生産緑地の今後のあり方について<ol style="list-style-type: none">(1) 生産緑地に対する今後の取り組みについて(2) 特定生産緑地制度のスケジュールについて(3) 支援策について<ol style="list-style-type: none">ア 土地活用に係る支援についてイ 貸借の支援について
6 水道事業における配水ブロック化について<ol style="list-style-type: none">(1) 市内水道管網の状況について(2) 配水ブロック化事業の効果と課題について(3) 配水ブロック化事業の今後の予定について(4) 市民への周知方法について |
|--|---|

7 伊奈氏ゆかりの自治体との交流について

8 地域の課題について

(1) 旧本庁舎と青木会館の解体における住民説明会について

ア 旧本庁舎の解体工事について

イ 青木会館の解体工事について

(2) 家庭系ごみ集積所の設置について

- 1 新型コロナウイルス感染症の対策における商店改修事業補助金について
- 2 感染症を含む災害対策について
 - (1) 今後の備蓄について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に関する寄附の受け入れについて
- 3 教育について
 - (1) さらなる特別支援学級の設置について
 - (2) 主権者教育について
- 4 I o Tを活用した見守りシステムについて
- 5 区画整理について
 - (1) 生産緑地の買取りについて
 - (2) 世代交代が進む中での勉強会について
 - (3) 管理地の管理体制について
 - (4) さらなる民間活用について
- 6 浄化槽の適正な維持管理について
- 7 公用車運転前の全職員に対するアルコールチェックについて
- 8 地域の問題について
 - (1) 貝塚落の貯留施設について
 - (2) 新郷公民館の大規模修繕について

- 1 新型コロナウイルスと学校教育について
 - (1) 遅れた授業内容について
 - (2) 教室の配置などについて
 - (3) 消毒液などの衛生用品について
 - (4) 教職員の負担増に伴い、市独自にでも加配教員等の確保を
- 2 オンライン授業の在り方について
 - (1) 全児童・生徒に早急に端末の準備を
 - (2) 経済的に厳しい世帯向けに通信環境を提供する施策の検討を
 - (3) 同時並行で少人数学級の実現を
- 3 新型コロナウイルス後の災害対策について
 - (1) 3密を避けながらの避難所の運営について
 - (2) 避難所が断水した時の対策について
 - (3) 災害発生前の分散避難の呼びかけを
 - (4) 分散避難実践者への補助創設を
- 4 新型コロナウイルス対策下の市内医療機関の現状とこれからについて
 - (1) 新型コロナウイルス対策を行なっているため、通常の医療を制限している医療機関の収益悪化について
 - (2) 新型コロナウイルス対策として確保した病床の扱いについて
 - (3) 新型コロナウイルス患者を受け入れている医療機関について
 - (4) 新型コロナウイルス患者の受入医療機関の選定と川口市保健所について
 - (5) 同一建物内での感染者と非感染者のゾーニングについて
- 5 水道料金の値上げについて
- 6 市立美術館構想について

- | | |
|--|--|
| | <p>7 川口駅への中距離電車停車について</p> <p>8 川口市のいじめ問題について</p> <p>(1) いじめ訴訟における川口市の主張について</p> <p>ア いじめられていると感じた児童・生徒が発するＳＯＳのメッセージと「苦痛を受けたと声高に非難する者が被害者」について</p> <p>イ 「精神力や社会適応能力の高さや家庭教育に基づく素養等から敢えて『苦痛を受けた』等と相手を非難しない者」との記述について</p> <p>ウ 相手が不快な思いをしただけで加害者にされるとの認識について</p> <p>エ いじめ防止対策推進法は「欠陥法」なのか</p> <p>(2) ２０１８年３月にまとめられたいじめ問題調査委員会の報告書の扱いについて</p> <p>ア いじめ問題調査委員会の報告書で認めたいじめに関する現在の市の認識について</p> <p>イ いじめ問題調査委員会の報告書で認めたいじめについて裁判の時に態度を一変させた理由について</p> <p>(3) 本いじめ事案に関する事実確認について</p> <p>ア ２０１７年３月２８日付の「今後の支援体制について」</p> <p>イ ２０１７年９月２８日の文部科学省での話し合いについて</p> <p>ウ ２０１８年１２月１９日付の準備書面について</p> <p>エ ２０１９年１０月３１日付の準備書面について</p> |
|--|--|